

東浦町乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による乳児等通園支援事業に係る認可等をするに当たり、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定による認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1）により行う。

2 前項の申請書には、省令第36条の36第1項第2号から第5号まで及び第2項各号に掲げる書類の他、町長が必要と認める書類を添付するものとする。

(認可等の通知)

第3条 町長は、法第34条の15第5項の規定により認可をしたときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2）により前項の規定により、申請書を提出した者に通知するものとする。

2 法第34条の15第6項の規定による認可をしない旨の通知は、乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3）により行う。

(認可申請に係る事項の変更の届出)

第4条 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（様式第4）により行う。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止)

第5条 法第34条の15第7項の承認の申請は、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（様式第5）により行う。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、乳児等通園支援事業の廃止又は休止の可否を決定し、承認するときは乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第6）により、承認しないときは乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第7）により、前項の規定により申請書を提出した者に通知するものとする。

(認可の取消し)

第6条 法第58条第2項の規定により認可を取り消したときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第8）により、当該取消しに係る認可を得た者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、東浦町乳児等通園支援事業に係る認可等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

様式第1（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

東浦町長

年 月 日

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法の規定による乳児等通園支援事業に係る認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の位置	
事業開始の予定年月日	年 月 日

2 添付書類

様式第2（第3条関係）

乳児等通園支援事業認可通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業について、児童福祉法の規定により下記のとおり認可したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業所の位置

様式第3（第3条関係）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業不認可通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業について、下記のとおり認可しないこととしたので通知します。

記

1 申請の内容

(1) 事業所の名称

(2) 事業の種類

2 不認可とした理由

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（その1）（第4条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（事業所名称等の変更）

年 月 日

東浦町長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第の規定による認可を受けた事項に変更があったので、児童福祉法施行規則の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

変更事項

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 添付書類

様式第4（その2）（第4条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

東浦町長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法の規定による認可を受けた事項を変更したいので、児童福祉法施行規則の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

変更事項

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 添付書類

様式第5（第5条関係）

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書

年 月 日

東浦町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

児童福祉法の規定による乳児等通園支援事業の廃止（休止）の承認を受けたいので、児童福祉法の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の位置	
廃止又は休止の理由	
現に利用している 児童に対する措置	
廃止期日又は 休止予定期間	
財産の処分方法 (廃止の場合)	

様式第6（第5条関係）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業所の位置
- 4 廃止期日又は休止予定期間

様式第7（第5条関係）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認とした理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8（第6条関係）

第 号
年 月 日

乳児等通園支援事業認可取消通知書

様

東浦町長

年 月 日付け第 号でした乳児等通園支援事業の認可について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

3 事業所の位置

4 取消しの理由

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。